

市民や企業等が主催されるイベント等の開催について（お願い）

令和5年2月21日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対処方針」が改正されたことに伴い「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を別添のとおり改定しました。

※主な改定内容：「広島県におけるイベントの開催条件について」の変更に合わせて、「別紙1 イベント開催等における必要な感染防止策」を以下のとおりとしました。

・感染対策としてのマスクの着用については、令和5年3月13日から、「マスクの着用」の考え方が、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることに見直されるため、同日以降の対応は、別紙の参考資料「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針（令和2年5月15日制定（令和5年2月21日一部改正））3(3)マスクの着用（抜粋）」を参照すること。

本市主催のイベント等の開催については、3月13日から当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

つきましては、市民や企業等の皆様におかれましても、感染拡大防止のため、主催されるイベント等につきまして、この基本方針に準じた取扱いをしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

広島市

令和5年2月21日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和5年2月21日改定）

本市主催のイベント等*の開催については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、広島県から示された「広島県におけるイベントの開催条件について」等を踏まえ、令和5年3月13日から当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。また、令和5年3月12日までは従前の例によるものとする。

なお、市民等が主催するイベントの開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等とし、広島市の公益的法人等主催のものを含む。

1 参加人数

業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを遵守することや後記「感染防止対策」を講じることを前提に、以下の参加人数を目安として、イベントを開催することができる。

次の人数上限（A）と収容定員に収容率を乗じて算定した人数（B）のいずれか少ない方を限度とする。

	基本的な要件	感染防止安全計画を策定した際の要件（※） 〔 参加人数 5,000 人超かつ 収容率 50%超で開催するイベント 〕
人数上限 （A）	5,000人又は 収容定員50%のいずれか大きい方	収容定員まで
収容率 （B）	100% （収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔）	100% （収容定員が無い場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔）

<p>基本的な感染防止策</p>	<p>具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</p>
<p>1. イベント参加者の感染対策</p>	
<p>(1) 感染経路に応じた感染対策</p>	
<p>① 飛沫感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<p>○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導</p> <p>○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導</p>
<p>② エアロゾル感染対策</p> <p><input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> * 必要な換気量（一人当たり換気量 30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は 40-70% * 屋外開催は除く <p><input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<p>○ 各施設の設備に応じた換気</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・ 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・ 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス <p>○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 1

基本的な感染防止策	具体的な対策例 <small>※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること</small>
<p>(1) 感染経路に応じた感染対策 (つづき)</p> <p>③ 接触感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備回数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
<p>(2) その他の感染対策</p> <p>④ 飲食時の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
<p>(2) その他の感染防止策</p> <p>⑤ イベント前の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 1

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策	
<p>⑥ 出演者やスタッフの感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 控室等における換気の徹底、三密の回避 ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

感染状況に応じたイベント開催制限等について

区分		安全計画策定（注 1）	その他（安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人 又は 収容定員 50% のいずれか大きい方
	収容率上限（注 2）	100%	100%
重点措置区域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人
	収容率上限（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注 5）	原則要請なし（注 5）
	人数上限（注 2）	10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 6）	5,000 人
	収容率上限（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※ 遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注 1）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000 人超）

（注 2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注 3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注 4）緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注 5）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注 6）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針
 (令和2年5月15日制定(令和5年2月21日一部改正))
 3(3)マスクの着用(抜粋)

- 感染防止対策における「マスクの着用」の考え方については、令和5年3月13日から行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ただし、高齢者等重症化リスクの高い方などの感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な次の場面等では、マスク(不織布マスクを推奨)の着用を推奨する。

【マスクの着用が効果的な場面等】

- ① 医療機関受診時
- ② 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- ③ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、高速バス、貸切バス等)を除く。)に乗車する時
- ④ 新型コロナの流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時
- ⑤ 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(勤務中であっても、従業員にマスクの着用が必要ないと考えられる具体的な場面については、各医療機関や高齢者施設等の管理者が適宜判断する。例えば、周囲に人がいない場面や、患者や入所者と接さない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。)

- 周囲の方に感染を広げないため、新型コロナの陽性者は自宅(宿泊)療養期間中、同居家族等の濃厚接触者は待機期間中の外出を自粛するとともに、発熱等の症状のある方も外出を控える。なお、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みを避け、マスクを着用する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。

イベント開催にかかる手続きについて

令和4年12月2日

イベント開催については、「広島県におけるイベントの開催条件について」によることとし、次のとおり手続きを行うこと。

■ 参加人数要件で開催するイベント

①感染防止対策実施の公表，感染対策の実施，イベント開催

- ・様式1「イベント開催時のチェックリスト」を作成し，HP等で公表してください。
- ・チェックリストに基づき，感染対策を講じた上で，イベントを開催してください。
- ・「イベント開催時のチェックリスト」は，イベント終了日から1年間保管してください。

②結果報告

- ・イベント終了後は，様式2「イベント結果報告フォーム」を作成し，保管してください。
なお，クラスター発生や感染防止策の不徹底等が発生した場合には，直ちに県に連絡し，提出してください。

■ 参加人数要件を緩和して行うイベント

①感染防止安全計画の策定・県へ提出

- ・イベント開催の2週間前までを目安に，様式3「感染防止安全計画」を策定し，県に提出のうえ，確認を受けてください。策定にあたっては，必要に応じて専門家のアドバイスをを受けてください。
- ・イベントの概要資料等を添付してください。

②県で感染防止安全計画を確認

- ・内容について，県の担当者から電話でお聞きすることがあります。
- ・確認が終わったら，県の記入が加わった感染防止安全計画を返信します。

③対策の実施，イベント開催

- ・県から「感染防止安全計画」の返信があったら，必要な対策を実施し，イベントを開催してください。

④結果報告資料の作成，提出

- ・イベント終了後，1か月以内を目途に，様式2「イベント結果報告フォーム」を県に提出してください。なお，クラスター発生や感染防止策の不徹底等が発生した場合には，直ちに県に連絡し，提出してください。

※感染防止安全計画提出後からイベント開催までの間に，緊急事態措置を実施する旨の公示に備え，原則，①の感染防止安全計画の策定時には，緊急事態措置の制限を超える入場者に対する対象者全員検査の適用の記載をお願いします。ただし，公示後に追記することも可能です。

■ 提出先

広島県 健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当 総合対策第1グループ

電話 082-513-2846

メール covid19taisaku@pref.hiroshima.lg.jp